

◇◆◇ 毎月勤労統計調査地方調査について ◇◆◇

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、給与、労働時間および雇用について福井県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は日本標準産業分類で定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）に属していて、5人以上の常用労働者を雇用している民営、官営または公営の事業所のうち、厚生労働大臣の指定する約530事業所について行う標本調査である。

3 調査期間

調査期日は、毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には毎月最終給与締切日現在）である。

4 調査の方法

区 分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業所規模	常用労働者を常時30人以上雇用する事業所	常用労働者を常時5人以上29人以下雇用する事業所
調査方法	事業所が調査票を記入して郵送またはオンラインにより提出する方式	統計調査員が事業主に対して質問し調査票を作成する方式またはオンラインにより提出する方式
抽出方法	総務省統計局が行う経済センサスの結果に基づいて作成した事業所全数名簿から産業、事業所規模別に所定の抽出率で無作為に抽出している。指定後は、原則として次の抽出替えまで継続して調査する。 なお、事業所の新設等を調査結果に反映させ、また、廃止事業所等の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行っている。	二段抽出の方法による。 1次抽出は、経済センサスの調査区を数個ずつ統合して、「毎勤第二種調査区」とし、ここから抽出した調査区を統計調査員が巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 2次抽出は、その名簿のうち常用労働者5～29人規模の事業所のなかから産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出している。
調査事業所数	約320事業所	210事業所
調査期間	調査期間は原則として3年間である。事業所の交替は、経済センサスの最新の全数名簿を用いて抽出した事業所に一斉に交替（抽出替え）している。	調査期間は原則として18か月である。事業所の交替は、調査区を3組に分けて6か月ごとに3分の1ずつ交替するローテーション方式による。

5 調査事項の用語の説明

調査事項用語	説明								
現金給与総額	<p>賃金、給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことである。</p> <p>「現金給与総額」=「きまって支給する給与」+「特別に支払われた給与」</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="193 427 520 566">きまって支給する給与</td> <td data-bbox="520 427 1461 566"> <p>労働契約、団体協約または事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与。基本給のほか、家族手当、職務手当、超過勤務手当等も含む。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 566 520 622"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="272 566 520 622">所定内給与</td> <td data-bbox="520 566 1461 622"> <p>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 622 520 736">超過労働給与</td> <td data-bbox="520 622 1461 736"> <p>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</p> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="520 622 1461 736"> <p>調査期間中に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであり、年末手当や結婚手当等支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものは「特別に支払われた給与」に含める。</p> </td> </tr> </table>	きまって支給する給与	<p>労働契約、団体協約または事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与。基本給のほか、家族手当、職務手当、超過勤務手当等も含む。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="272 566 520 622">所定内給与</td> <td data-bbox="520 566 1461 622"> <p>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 622 520 736">超過労働給与</td> <td data-bbox="520 622 1461 736"> <p>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</p> </td> </tr> </table>	所定内給与	<p>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。</p>	超過労働給与	<p>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</p>	<p>調査期間中に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであり、年末手当や結婚手当等支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものは「特別に支払われた給与」に含める。</p>	<p>調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含まれない。</p> <p>「総実労働時間」=「所定内労働時間数」+「所定外労働時間数」</p>
きまって支給する給与	<p>労働契約、団体協約または事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与。基本給のほか、家族手当、職務手当、超過勤務手当等も含む。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="272 566 520 622">所定内給与</td> <td data-bbox="520 566 1461 622"> <p>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="272 622 520 736">超過労働給与</td> <td data-bbox="520 622 1461 736"> <p>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</p> </td> </tr> </table>	所定内給与	<p>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。</p>	超過労働給与	<p>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</p>	<p>調査期間中に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであり、年末手当や結婚手当等支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものは「特別に支払われた給与」に含める。</p>				
所定内給与	<p>「きまって支給する給与」から「超過労働給与」を除いたものである。</p>								
超過労働給与	<p>所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早期出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="193 920 520 1122">総実労働時間</td> <td data-bbox="520 920 1461 1122"> <p>調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含まれない。</p> <p>「総実労働時間」=「所定内労働時間数」+「所定外労働時間数」</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1122 520 1189">所定内労働時間</td> <td data-bbox="520 1122 1461 1189"> <p>事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1189 520 1256">所定外労働時間</td> <td data-bbox="520 1189 1461 1256"> <p>所定内労働時間以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。</p> </td> </tr> </table>	総実労働時間	<p>調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含まれない。</p> <p>「総実労働時間」=「所定内労働時間数」+「所定外労働時間数」</p>	所定内労働時間	<p>事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。</p>	所定外労働時間	<p>所定内労働時間以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。</p>	<p>調査期間中に労働者が実際に事業所に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、午前0時より午後12時までの1時間でも就業すれば出勤日となる。</p>		
総実労働時間	<p>調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含まれない。</p> <p>「総実労働時間」=「所定内労働時間数」+「所定外労働時間数」</p>								
所定内労働時間	<p>事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。</p>								
所定外労働時間	<p>所定内労働時間以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="193 1361 520 1637">常用労働者</td> <td data-bbox="520 1361 1461 1637"> <p>次のうちいずれかに該当する労働者のことである。</p> <p>ア) 期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている者</p> <p>イ) 日々または1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者</p> <p>なお、(i) 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務していて、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者 (ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1637 520 1693">一般労働者</td> <td data-bbox="520 1637 1461 1693"> <p>「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者のことをいう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1693 520 1827">パートタイム労働者</td> <td data-bbox="520 1693 1461 1827"> <p>「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。</p> <p>ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者</p> <p>イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者</p> </td> </tr> </table>	常用労働者	<p>次のうちいずれかに該当する労働者のことである。</p> <p>ア) 期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている者</p> <p>イ) 日々または1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者</p> <p>なお、(i) 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務していて、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者 (ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。</p>	一般労働者	<p>「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者のことをいう。</p>	パートタイム労働者	<p>「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。</p> <p>ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者</p> <p>イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者</p>	<p>前月末労働者数に対する月間の入職(離職)者の割合(%)のことであり、入職(離職)者には、同一企業内での事業所間の異動者を含む。</p>		
常用労働者	<p>次のうちいずれかに該当する労働者のことである。</p> <p>ア) 期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている者</p> <p>イ) 日々または1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者</p> <p>なお、(i) 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務していて、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者 (ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。</p>								
一般労働者	<p>「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者のことをいう。</p>								
パートタイム労働者	<p>「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。</p> <p>ア) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者</p> <p>イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者</p>								

6 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に
対応するように復元して算定したものである。

7 標本設計

この調査は、総務省統計局が行う経済センサスに基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する
標本調査である。

標本は、産業大分類別および規模別に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽
出される。

標本設計は、常用労働者1人当たり平均月間「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所
規模別に一定の範囲内となるように行っている。

8 指数の算定

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の
実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。現在は平成22年を基準年
とし、平成22年平均=100としている。ただし現在の基準数値は平成22年の平均をギャップ修正（後述）
等により変更したものである。

(1) 指数の算定方法（小数点以下第二位を四捨五入して小数点以下第一位まで求める。）

ア 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用労働指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

イ 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（福井市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は、
各名目賃金指数および消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

(2) 対前年（同月）比（小数点以下第二位を四捨五入して小数点以下第一位まで求める。）

$$\text{対前年（同月）比} = \left[\frac{\text{当年（月）の指数}}{\text{前年（同月）の指数}} - 1 \right] \times 100$$

(3) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由により、過去に遡って改訂する。

ア 基準時更新

指数は西暦年の0または5の付く年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした改訂を行っている。

イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

規模30人以上の第一種事業所においては、総務省統計局が行う経済センサスによって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団としておおむね3年ごとに調査対象事業所の抽出替えを行っているが、この抽出替え時には、従来の調査対象事業所（以下「旧事業所」という。）による集計結果と、新たに抽出された調査対象事業所（以下「新事業所」という。）による集計結果との間にギャップ（差異）が生じるおそれがある。そのため、旧事業所による集計結果との間の比較を可能にするため、抽出替えの月には新・旧事業所を重複調査し、新しい母集団事業所リストから抽出した新事業所の集計をより正確な水準とみなし、この新しい水準と現行の水準との間のギャップをなくすために、過去に遡って指数を改訂する。

最近では、平成27年1月分調査において第一種事業所の抽出替えを行ったため、平成24年2月分以降の賃金指数および労働時間指数ならびにそれらの前年比、平成18年10月以降の常用雇用指数ならびに前年比を改訂した。本年報では、改訂後の値を掲載している。

なお、入職率、離職率およびパートタイム労働者比率についてはギャップ修正を行わない。

9 新産業分類への移行について

日本標準産業分類が平成19年11月に改訂されたことに伴い、平成22年1月分結果から新産業分類に基づく集計結果を公表している。そのため、平成21年以前の結果との接続は、常用労働者の変動が新・旧間で一定以内に収まる産業について行っている。（別表1）。なお、平成21年以前と接続しない産業の指数は算出できないため、「-」と表記している。

別表1 新・旧産業分類(大分類)接続対応表

新産業分類H22.1～		旧産業との接続	平成21年以前の表章産業(旧産業分類)	
TL	調査産業計	○	TL	調査産業計
C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	D	鉱業
D	建設業	◎	E	建設業
E	製造業	◎	F	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業	▲	H	情報通信業
H	運輸業、郵便業	▲	I	運輸業
I	卸売業・小売業	▲	J	卸売・小売業
J	金融業・保険業	◎	K	金融・保険業
K	不動産業、物品賃貸業	×	L	不動産業
L	学術研究、専門・技術サービス業	×	Q	サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業、飲食サービス業	×	M	飲食店、宿泊業
N	生活関連サービス業、娯楽業	×	Q	サービス業(他に分類されないもの)
O	教育、学習支援業	▲	O	教育、学習支援業
P	医療、福祉	○	N	医療、福祉
Q	複合サービス事業	▲	P	複合サービス事業
R	サービス業(他に分類されないもの)	×	Q	サービス業(他に分類されないもの)

接続する産業

- ◎: 完全に対応する産業
- : 常用労働者の変動が0.1%以内の対応
- △: 常用労働者の変動が1.0%以内の対応
- ▲: 常用労働者の変動が3.0%以内の対応

接続しない産業

- ×: その他の対応

10 利用上の注意

- (1) 鉱業、採石業、砂利採取業については、福井県の集計としては調査対象事業所が少ないため公表できない。
ただし、調査産業計には含まれている。
- (2) 製造業および医療、福祉中分類にも単独では表章していない産業があるが、一括分およびそれぞれの業の計に含めて表章している。
 - ・ E（製造業）一括分 1
木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙、ゴム製品、鉄鋼業、非鉄金属製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具
 - ・ P（医療、福祉）一括分
保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
※医療は、単独で表章。
- (3) 指数、対前年（同月）比は、調査対象事業所の抽出替え等にもない、今後改訂されることがある。
- (4) 実数値については改訂を行わない。そのため、公表されている対前年比および対前年同月比（指数によって算出）は、実数から計算した増減率とは必ずしも一致しないので、時系列比較をする際は注意が必要である。
- (5) 各項目ごとに小数点以下 1 位または 2 位を四捨五入したため、個々の数値を合算して得た数値とは必ずしも一致しない。
- (6) この報告書において、符号の用法は次のとおりである。
 - 「－」 該当なし
 - 「×」 調査客体が少なく公表できない
 - 「△」 減少
- (7) この調査は標本数の制約上、数値の変動が実際の数字以上に大きくなる場合がある。また、調査対象事業所の入れ替えを、規模 5～29 人区分で 6 か月ごと（毎年 1、7 月）に 3 分の 1 ずつ、規模 30 人以上区分で約 3 年ごと（直近平成 27 年 1 月）に一度に行っており、対前年比に影響を及ぼす場合がある。